

地方財政審議会付議（説明）案件

令和 7 年 5 月 2 7 日（火）

（案件名）

令和 7 年度 5 月期における地方譲与税譲与金の譲与について（決裁案件）

○特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）
（地方財政審議会の意見の聴取）

第三十三条 総務大臣は、第三十条第二項第二号イ若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与すべき特別法人事業譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

自治税務局 企画課

課長補佐 石田 渉

（内 2 3 5 1 1）

令和7年度5月期における地方譲与税譲与金の譲与（案）について

1 起案理由

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第31条に基づいて、令和7年度5月期分の譲与額について都道府県に対して、譲与するものである。

2 対象団体 全都道府県

3 譲与額

2,097億円（2月～4月における交付税及び譲与税配付金特別会計の収納額）

・前年度5月期比 +379億円（+22.0%）

4 譲与日

令和7年5月30日（金）

5 譲与基準等

譲与総額	特別法人事業税収入額《注》
譲与基準	人口 ※財源超過団体に対する譲与制限あり
補正	なし
譲与時期	5月、8月、11月、2月
譲与税の用途	条件・制限なし
令和6年度譲与実績	24,870億円
令和7年度地財計画	23,470億円

《注》令和2年2月以降に国に払い込まれた地方法人特別税については、特別法人事業譲与税の原資とみなして譲与。

(案)

総 税 企 第 号
令和 7 年 5 月 3 0 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣
(公 印 省 略)

特別法人事業譲与税譲与金の譲与について

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 4 号）第 3 1 条の規定に基づいて譲与すべき特別法人事業譲与税譲与金を令和 7 年 5 月 3 0 日に別紙の金額のとおり譲与します。

令和7年度5月期 特別法人事業譲与税譲与金額一覧

(単位：千円)

都道府県	金 額
北海道	8,686,877
青森	2,058,375
岩手	2,012,734
宮城	3,827,489
秋田	1,595,347
山形	1,775,790
福島	3,047,950
茨城	4,766,927
栃木	3,214,209
群馬	3,224,125
埼玉	12,212,016
千葉	10,449,098
東京都	23,356,704
神奈川県	15,358,757
新潟	3,660,017
富山	1,720,567
石川	1,883,031
福井	1,275,050
山梨	1,346,730
長野	3,405,193
岐阜	3,290,020
静岡県	6,040,863
愛知県	12,540,646
三重	2,943,371
滋賀	2,350,385
京都	4,286,541
大阪府	14,694,269
兵庫県	9,086,566
奈良	2,202,178
和歌山	1,533,964
鳥取	920,140
島根	1,115,869
岡山	3,139,864
広島	4,655,017
山口	2,231,418
徳島	1,196,398
香川県	1,579,954
愛媛	2,219,417
高知県	1,149,790
福岡県	8,538,233
佐賀	1,349,170
長崎	2,181,967
熊本	2,890,243
大分	1,868,609
宮崎	1,778,365
鹿児島	2,640,766
沖縄	2,439,954
合 計	209,740,963